

事 務 連 絡  
平成 29 年 11 月 8 日

地方厚生(支)局  
保険年金(企業年金)課長 殿

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課長

確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(平成 29 年厚生労働省令第 121 号)  
の施行等に伴う「確定給付企業年金規約例」の一部改正について

「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」(平成 29 年厚生労働省令第 121 号)の施行等に伴い、「確定給付企業年金規約例」を別添のとおり改正したので参考にされたい。

確定給付企業年金規約例  
新旧対照表

新				旧			
確定給付企業年金規約例 第1～第4 (略)				確定給付企業年金規約例 第1～第4 (略)			
規約型確定給付企業 年金規約例	企業年金基金規約例	趣旨	留意事項	規約型確定給付企業 年金規約例	企業年金基金規約例	趣旨	留意事項
(略)	(略)  (代議員及び代議員会) 第6条 この基金に代議員会を置く。 2 代議員会は、代議員をもって組織する。 [3 代議員会は、代議員の求めに応じてテレビ会議システムを用いて行う。]	(略)  ○ 法第11条第3号の規定により、規約に定める必要があるもの。 (第6条から第24条まで)	(略)  ○ <u>テレビ会議システムやウェブ会議システム等を活用する場合には、①議案の審議前に、出席代議員(開催場所外から出席する者も含む。)が相互に画像及び音声を正確に発信及び受信できているかを確認すること、②正常に議論が交わされ、システムが正常に稼</u>	(略)	(略)  (代議員及び代議員会) 第6条 この基金に代議員会を置く。 2 代議員会は、代議員をもって組織する。 (新設)	(略)  ○ 法第11条第3号の規定により、規約に定める必要があるもの。 (第6条から第24条まで)	(略)  (新設)

<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(選定代議員の選定)  第14条 事業主において選定する代議員（以下「選定代議員」という。）の任期満了による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。  <u>[2 前項の規定による選定代議員の選定は、選定の都度、全ての事業主により選定を行うこととし、次のいずれかの方法を基本とし、これらの方法を希望しない事業主は選定行為を現に役員又は職員でない者に委任しなければならない。]</u>  <u>[一 事業主が他の</u></p>	<p>(略)</p> <p>○ 事業主において選定する代議員の選定に関して必要な事項を定めるもの。</p>	<p><u>働した状態で審議が終了したことを議長が確認すること、</u>  <u>③これらの確認事項、代議員が会議に出席した場所等について議事録に記載すること。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(選定代議員の選定)  第14条 事業主において選定する代議員（以下「選定代議員」という。）の任期満了による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。  (新設)</p>	<p>(略)</p> <p>○ 事業主において選定する代議員の選定に関して必要な事項を定めるもの。</p>	<p>(略)</p>
------------	---	---	---	------------	--	---	------------

<p>(略)</p>	<p><u>事業主と共同で選定代議員候補者を指名する方法]</u>  <u>[二 各事業主が独自の選定代議員候補者を指名する方法]</u>  <u>3 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、速やかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。</u>  <u>4 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する実施事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。</u>  <u>5 前項の通知があったときは、理事長は直ちに通知のあった事項を公告しなければならない。</u>  <u>6 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(代議員会の招集手続)  第17条 理事長は、代議員会を招集し</p>	<p>(略)</p> <p>○ 令第13条に基づき代議員会の招集手</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p><u>2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、速やかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。</u>  <u>3 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する実施事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。</u>  <u>4 前項の通知があったときは、理事長は直ちに通知のあった事項を公告しなければならない。</u>  <u>5 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(代議員会の招集手続)  第17条 理事長は、代議員会を招集し</p>	<p>(略)</p> <p>○ 令第13条に基づき代議員会の招集手</p>	<p>(略)</p>
------------	---	---------------------------------------	------------	------------	---	---------------------------------------	------------

	<p>ようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所〔<u>テレビ会議システムを活用する場合にはその方法を含む。</u>〕を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。</p> <p>(定足数) 第18条 代議員会は、代議員の定数(第20条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。)の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。</p> <p>[<u>2 代議員会に出席することのできない代議員は、第17条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項に</u></p>	<p>続を定めるもの。</p> <p>○ 令第14条の規定を明確化するために規約に定めるもの。</p>	<p>○ <u>書面をもって、議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなされること。(令第17条第2項)</u></p>		<p>ようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。</p> <p>(定足数) 第18条 代議員会は、代議員の定数(第20条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。)の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。</p> <p>(新設)</p>	<p>続を定めるもの。</p> <p>○ 令第14条の規定を明確化するために規約に定めるもの。</p>	<p>(新設)</p>
--	--	---	---	--	---	---	-------------

<p>(略)</p>	<p><u>つき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。]</u></p> <p>(略)</p> <p>(会議録)</p> <p>第23条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 開会の日時及び場所[<u>(テレビ会議システムを活用した場合にはその方法を含む。)</u>]</p> <p>二 代議員の定数</p> <p>三 出席した代議員の氏名[<u>(テレビ会議システムにより出席した代議員についてはその旨を含む。)</u>、第18条第2項の規定により書面により議決権又は選挙権を行使した代議員の氏名]及び第21条の規定により代理された代議員の氏名</p> <p>四 議事の経過の</p>	<p>(略)</p> <p>○ 令第18条の規定を明確化するために規約に定めるもの。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(会議録)</p> <p>第23条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 開会の日時及び場所</p> <p>二 代議員の定数</p> <p>三 出席した代議員の氏名及び第21条の規定により代理された代議員の氏名</p> <p>四 議事の経過の</p>	<p>(略)</p> <p>○ 令第18条の規定を明確化するために規約に定めるもの。</p>	<p>(略)</p>
------------	---	--	------------	------------	--	--	------------

<p>(略)</p> <p>(運用の基本方針及び運用指針) 第55条 事業主は、積立金の運用に関して、運用の目的その他規則第83条第1項各号に掲げる事項を記載した基本方針(以下「基本方針」</p>	<p>要領 五 議決した事項及び可否の数 六 その他必要な事項</p> <p>2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。</p> <p>3 基金は、会議録を基金の主たる事務所に備え付けておかなければならない。</p> <p>4 加入者等は、基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。</p> <p>(略)</p> <p>(運用の基本方針及び運用指針) 第91条 基金は、積立金の運用に関して運用の目的その他規則第83条第1項各号に掲げる事項を記載した基本方針(以下「基本方針」という。)を</p>	<p>(略)</p> <p>○ 令第2条第1号又は第5条第1号の規定により、資産管理運用契約又は基金資産運用契約に関する事項の一つとして規</p>	<p>(略)</p> <p>○ 第3項ただし書には、法第65条第1項又は第66条第1項の規定に基づき締結することを予定して</p>	<p>(略)</p> <p>(運用の基本方針及び運用指針) 第55条 事業主は、積立金の運用に関して、運用の目的その他規則第83条第1項各号に掲げる事項を記載した基本方針(以下「基本方針」</p>	<p>要領 五 議決した事項及び可否の数 六 その他必要な事項</p> <p>2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。</p> <p>3 基金は、会議録を基金の主たる事務所に備え付けておかなければならない。</p> <p>4 加入者等は、基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。</p> <p>(略)</p> <p>(運用の基本方針及び運用指針) 第91条 基金は、積立金の運用に関して運用の目的その他規則第83条第1項各号に掲げる事項を記載した基本方針(以下「基本方針」という。)を</p>	<p>(略)</p> <p>○ 令第2条第1号又は第5条第1号の規定により、資産管理運用契約又は基金資産運用契約に関する事項の一つとして規</p>	<p>(略)</p> <p>○ 第3項ただし書には、法第65条第1項又は第66条第1項の規定に基づき締結することを予定して</p>
--	--	---	---	--	--	---	---

<p>という。)を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。</p> <p>2 基本方針は、法令に反するものであってはならない。</p> <p>3 事業主は、基本方針と整合的な運用指針を作成し、これを資産管理運用機関〔及び第51条第4項の規定により投資一任契約を締結した金融商品取引業者〕に交付しなければならない。ただし、生命保険又は生命共済の契約であって、当該契約の全部において保険業法(平成7年法律第105号)第116条第1項又は農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第11条の32に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものの相手方については、この限りでない。</p>	<p>作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。</p> <p>2 基本方針は、法令に反するものであってはならない。</p> <p>3 基金は、基本方針と整合的な運用指針を作成し、これを基金資産運用機関に交付しなければならない。ただし、生命保険又は生命共済の契約であって、当該契約の全部において保険業法(平成7年法律第105号)第116条第1項又は農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第11条の32に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものの相手方については、この限りでない。</p>	<p>約に定める必要があるもの(令第45条並びに規則第83条第1項及び第4項の規定の趣旨を明確化するもの。)</p>	<p>いる契約のみを規定すればよいこと。</p> <p>(削除)</p> <p>○ 年金特定信託契約の相手方につ</p>	<p>という。)を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。</p> <p>2 基本方針は、法令に反するものであってはならない。</p> <p>3 事業主は、基本方針と整合的な運用指針を作成し、これを資産管理運用機関〔及び第51条第4項の規定により投資一任契約を締結した金融商品取引業者〕に交付しなければならない。ただし、生命保険又は生命共済の契約であって、当該契約の全部において保険業法(平成7年法律第105号)第116条第1項又は農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第11条の32に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものの相手方については、この限りでない。</p>	<p>作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。</p> <p>2 基本方針は、法令に反するものであってはならない。</p> <p>3 基金は、基本方針と整合的な運用指針を作成し、これを基金資産運用機関に交付しなければならない。ただし、生命保険又は生命共済の契約であって、当該契約の全部において保険業法(平成7年法律第105号)第116条第1項又は農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第11条の32に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものの相手方については、この限りでない。</p>	<p>約に定める必要があるもの(令第45条並びに規則第83条第1項及び第4項の規定の趣旨を明確化するもの。)</p>	<p>いる契約のみを規定すればよいこと。</p> <p>○ <u>規約型企業年金において、当該事業年度の前事業年度の末日(当該事業年度が事業開始の初年度である場合においては、当該事業年度の初日)における加入者の数が300人未満であり、かつ、運用に係る資産の額が3億円未満である間は、基本方針を定めない旨を附則等に定めることができること。(規則第82条)。</u>《附則第7条》</p> <p>○ 年金特定信託契約の相手方につ</p>
---	--	--	--	---	--	--	--



			<p>いては、令第45条第3項の規定により、運用指針を交付しなければならない契約の相手方からは除かれているものの、適切な資産管理を行うため、資産管理機関の評価に関する事項、資産管理機関が法令で求められている行為準則に関する事項並びに資産管理業務に関する報告の内容及び方法に関する事項等について指針を提示することが望ましいこと（法令解釈通知（別紙2）運用指針の策定指針の6）。</p> <p>○ 規則第8</p>				<p>いては、令第45条第3項の規定により、運用指針を交付しなければならない契約の相手方からは除かれているものの、適切な資産管理を行うため、資産管理機関の評価に関する事項、資産管理機関が法令で求められている行為準則に関する事項並びに資産管理業務に関する報告の内容及び方法に関する事項等について指針を提示することが望ましいこと（法令解釈通知（別紙2）運用指針の策定指針の6）。</p> <p>○ 規則第8</p>
--	--	--	---	--	--	--	---

<p>(略)</p> <p>(政策的資産構成割合)</p> <p>第57条 事業主は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により<u>定めなければならない。</u></p> <p>2 事業主は、事業主に使用され、その事務に従事する者として、前項の資産の構成割合の決定に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めなければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>(政策的資産構成割合)</p> <p>第93条 基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により<u>定めなければならない。</u></p> <p>2 基金は、前項の資産の構成割合の決定及び維持に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めなければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>○ 令第2条第1号又は第5条第1号の規定により、資産管理運用契約又は基金資産運用契約に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの（規則第84条第1項又は<u>第2項</u>の規定の趣旨を明確化するもの。）。</p>	<p>4条の2第1項第3号イ又はロに該当する確定給付企業年金の場合は、代替例1又は代替例2によること。</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>規約型確定給付企業年金において、受託保証型確定給付企業年金を実施する事業主は、努力義務として差し支えないこと。</u></p> <p>○ 法第56条第2項の規定に基づき掛金を金銭に代えて株式で納付</p>	<p>(略)</p> <p>(政策的資産構成割合)</p> <p>第57条 事業主は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により<u>定めるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 事業主は、事業主に使用され、その事務に従事する者として、前項の資産の構成割合の決定に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めなければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>(政策的資産構成割合)</p> <p>第93条 基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により<u>定めるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 基金は、前項の資産の構成割合の決定及び維持に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めなければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>○ 令第2条第1号又は第5条第1号の規定により、資産管理運用契約又は基金資産運用契約に関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの（規則第84条第1項の規定の趣旨を明確化するもの。）。</p> <p>○ 努力義務を義務化することは差し支えないこと。</p> <p>○ 法第56条第2項の規定に基づき掛金を金銭に代えて株式で納付</p>	<p>4条の2第1項第3号イ又はロに該当する確定給付企業年金の場合は、代替例1又は代替例2によること。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>
---	--	--	---	--	---	---	--

<p>(資産の状況の確認) 第58条 事業主は、毎事業年度の末日において、第51条第1項〔及び第4項〕の規定による運用に係る</p>	<p>(資産状況の確認) 第94条 基金は、毎事業年度の末日において、第88条第1項〔及び第4項〕の規定による運用に係る資産を時価により評価し、その</p>	<p>○ 令第2条第1号又は第5条第1号の規定により、資産管理運用契約又は基金資産運用契約に</p>	<p>する規約型確定給付企業年金の事業主並びに同項の規定により株式の納付を受ける基金及び法第64条第4項に掲げる方法による運用(自家運用)を行う基金は、規則第83条第1項第2号に規定する事項において、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならないこと(規則第83条第3項)。</p>	<p>(資産の状況の確認) 第58条 事業主は、毎事業年度の末日において、第51条第1項〔及び第4項〕の規定による運用に係る</p>	<p>(資産状況の確認) 第94条 基金は、毎事業年度の末日において、第88条第1項〔及び第4項〕の規定による運用に係る資産を時価により評価し、その</p>	<p>○ 令第2条第1号又は第5条第1号の規定により、資産管理運用契約又は基金資産運用契約に</p>	<p>する規約型確定給付企業年金の事業主並びに同項の規定により株式の納付を受ける基金及び法第64条第4項に掲げる方法による運用(自家運用)を行う基金は、規則第83条第1項第2号に規定する事項において、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならないこと(規則第83条第3項)。</p>
--	--	--	---	--	--	--	---

<p>資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>構成割合を確認しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの（規則第84条第3項の規定の趣旨を明確化するもの。）。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><u>(基本方針を定めることを要しない場合)</u></p> <p><u>第7条 第55条の規定にかかわらず、前事業年度の末日（当該事業年度が事業開始の初年度である場合においては、当該事業年度の初日）における加入者の数が300人未満であり、かつ、運用に係る資産の額が3億円未満である間は、基本方針及び同条第3項の運用方針を定めないのである。</u></p> <p><u>2 前項の規定により基本方針を定めない場合においては、第90条第1項第7号の基本方針の概要の加入者</u></p>	<p>構成割合を確認しなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>関する事項の一つとして規約に定める必要があるもの（規則第84条第2項の規定の趣旨を明確化するもの。）。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>○ <u>規則第84条の2第1項第3号イ又はロに掲げる確定給付企業年金においては、基本方針は必ず定める必要があること。</u></p>
---	-------------------------------------	---	------------------------	---	-------------------------------------	---	---

(存続連合会) 第7条 (略)	(存続連合会) 第11条 (略)			<u>への周知は行わな い。</u>	(存続連合会) 第8条 (略)	(存続連合会) 第11条 (略)		
--------------------	---------------------	--	--	------------------------	--------------------	---------------------	--	--